

新	旧	備考
貿易代金貸付（<u>貸付金債権等</u>）保険約款 平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00014 <u>平成 26 年 9 月 24 日 一部改正</u>	貿易代金貸付保険約款 平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00014 (略)	
第 1 章 総則 （この約款の内容） 第 1 条 この約款は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）の規定に基づく貿易代金貸付保険のうち、<u>法第 2 条第 13 項の貿易代金貸付金債権等の取得を行った者が受ける損失をてん補する貿易代金貸付保険の保険約款とする。</u>	第 1 章 総則 （この約款の内容） 第 1 条 この約款は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）の規定に基づく、<u>輸出代金保険のうち輸出代金貸付契約に係るもの及び仲介貿易保険のうち仲介貿易代金貸付契約に係るものの保険約款とする。</u>	
（定義） 第 2 条 （略） 一 （略）	（定義） 第 2 条 （略） 一 （略）	
二 「貿易代金」とは、<u>以下のいずれかに該当するものをいう。</u> イ <u>輸出契約に基づく貨物の代金又は賃貸料</u> ロ <u>仲介貿易契約に基づく貨物の代金又は賃貸料</u> ハ <u>技術提供契約に基づく技術又は労務の提供の対価</u>	二 「貸付契約」とは、<u>この証券記載の輸出代金貸付契約又は仲介貿易代金貸付契約をいう。</u>	
三 「貿易代金貸付金債権等」とは、<u>この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。</u> イ <u>外国政府等、外国法人又は外国人に対する、貿易代金の支払に充てられる資金に充てられる貸付金にかかる債権</u> ロ <u>イに規定する資金を調達するために発行される外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</u>		
四 「貿易代金貸付」とは、<u>本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う、貿易代金貸付金債権等の取得をいう。</u>		
五 「貸付金等」とは、<u>貿易代金貸付金債権等の元本及び利子を行い、延滞利息その他貿易代金貸付に基づき被保険者が有する元本及び利子以外の債権を含まない。</u>	三 「貸付金」とは、<u>貸付契約に基づく貸付金の元本及び利子を行い、延滞利息その他貸付契約に基づき被保険者が有する元本及び利子以外の債権を含まない。</u>	
六 「保険価額」とは、<u>貸付金等の額をいい、二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、一の時期において償還を受けるべき部分の貸付金等の額をいう。</u>	四 「保険価額」とは、<u>貸付金の額をいい、二以上の時期に分割して貸付金の償還を受けるべきときは、一の時期において償還を受けるべき部分の貸付金の額をいう。</u>	

新	旧	備考
<u>七</u> （略）	<u>五</u> （略）	
<u>八</u> 「輸出契約等」とは、 <u>貿易代金貸付</u> の対象となる輸出契約、 <u>仲介貿易契約</u> 又は <u>技術提供契約</u> をいう。	<u>六</u> 「輸出契約等」とは、 <u>貸付契約</u> の対象となる輸出契約、 <u>技術提供契約</u> 又は <u>仲介貿易契約</u> をいう。	
<u>九</u> 「輸出者等」とは、輸出契約等における輸出者、 <u>仲介貿易者</u> 又は <u>技術提供者</u> をいう。	<u>七</u> 「輸出者等」とは、輸出契約等における輸出者、 <u>技術提供者</u> 又は <u>仲介貿易者</u> をいう。	
第2章 てん補の範囲 (てん補危険) 第3条 日本貿易保険は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する事由により<u>貸付金等</u>を回収することができないことにより受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 一～八 （略）	第2章 てん補の範囲 (てん補危険) 第3条 日本貿易保険は、被保険者が、<u>貸付契約に基づいて資金を貸し付けた場合において、次の各号のいずれかに該当する事由によって当該貸付金</u>を回収することができないことにより受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 一～八 （略）	
九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であって、 <u>貿易代金貸付</u> の当事者の責めに帰することができないもの	九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であって、 <u>貸付契約</u> の当事者の責めに帰することができないもの	
十 <u>貿易代金貸付</u> の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）	十 <u>貸付契約</u> の相手方についての破産手続開始の決定（破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。）	
十一 <u>貿易代金貸付</u> の相手方の3月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）	十一 <u>貸付契約</u> の相手方の3月以上の債務の履行遅滞（被保険者の責めに帰することができないものに限る。）	
第3章 損失額及びてん補責任額 (損失額) 第4条 前条に規定する損失の額は、保険価額のうち、同条各号のいずれかに該当する事由により被保険者が償還期限（同条第11号に該当する事由によるときは、償還期限から3月を経過した日）までに回収することができない<u>貸付金等</u>の額から次の各号の金額を控除した残額をいう。 一～二 （略）	第3章 損失額及びてん補責任額 (損失額) 第4条 前条に規定する損失の額は、保険価額のうち、同条各号のいずれかに該当する事由により被保険者が償還期限（同条第11号に該当する事由によるときは、償還期限から3月を経過した日）までに回収することができない<u>貸付金</u>の額から次の各号の金額を控除した残額をいう。 一～二 （略）	
第5条 （略）	第5条 （略）	
（免責）	（免責）	

新	旧	備考
第6条 （略） 一 （略） 二 <u>貿易代金貸付</u>に関して保険契約者又は被保険者による法令（外国の法令を含む。）違反があった場合において<u>貸付金等</u>について生じた損失 三 <u>貿易代金貸付</u>又は輸出契約等に関して、保険契約者、被保険者又は輸出者等による不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定違反があった場合において<u>貸付金等</u>について生じた損失 四 （略）	第6条 （略） 一 （略） 二 <u>貸付契約</u>に関して保険契約者又は被保険者による法令（外国の法令を含む。）違反があった場合において<u>貸付契約に係る債権</u>について生じた損失 三 <u>貸付契約</u>又は輸出契約等に関して、保険契約者、被保険者又は輸出者等による不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定違反があった場合において<u>貸付契約に係る債権</u>について生じた損失 四 （略）	
（保険金不払、保険金返還） 第7条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 一 被保険者等の過失（重大な過失を除く。）により損失が発生したとき 二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき 三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき	（保険金不払、保険金返還） 第7条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 一 被保険者等の過失（重大な過失を除く。）により損失が発生したとき。<u>。</u> 二 被保険者等が故意又は過失により、事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき。<u>。</u> 三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。<u>。</u>	
（保険契約の解除） 第8条 （略） 一 保険契約者、被保険者又は輸出者等が、<u>貿易代金貸付</u>又は輸出契約等に関して不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反したとき 二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき	（保険契約の解除） 第8条 （略） 一 保険契約者、被保険者又は輸出者等が、<u>貸付契約</u>又は輸出契約等に関して不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反したとき。<u>。</u> 二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき。<u>。</u>	

新	旧	備考
三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき	三 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。	
2 前項第2号の適用に当たっては、 <u>貿易代金貸付</u> について被保険者と協調して <u>貿易代金貸付</u> を行う者が存在する場合であって、この約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあつては、当該他の保険契約に係る被保険者等の故意又は過失は、被保険者の故意又は過失とみなす。	2 前項第2号の適用に当たっては、 <u>貸付契約</u> について被保険者と協調して <u>貸付</u> を行う者が存在する場合であつて、この約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあつては、当該他の保険契約に係る被保険者等の故意又は過失は、被保険者の故意又は過失とみなす。	
3～4 （略）	3～4 （略）	
（保険期間） 第9条 日本貿易保険の保険責任の開始日は、 <u>貿易代金貸付金債権等</u> を取得した日又は保険契約の締結を行った日のいずれか遅い日とする。 2 日本貿易保険の保険責任の終了日は、 <u>貿易代金貸付金債権等</u> の償還期限とする。	（保険期間） 第9条 日本貿易保険の保険責任の開始日は、 <u>貸付契約に基づき貸付</u> を行った日又は保険契約の締結を行った日のいずれか遅い日とする。 2 日本貿易保険の保険責任の終了日は、 <u>貸付契約において定められた償還期限</u> とする。	
第4章 保険契約者又は被保険者の義務 （他の保険契約の通知義務） 第10条 保険契約者又は被保険者は、 <u>貿易代金貸付</u> について、この約款のてん補する危険と同種の危険をてん補する保険契約が存在することを知ったときは、当該事実を知った日から1月以内、かつ、保険金の支払請求時まで当該保険契約について日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	第4章 保険契約者又は被保険者の義務 （他の保険契約の通知義務） 第10条 保険契約者又は被保険者は、 <u>貸付契約</u> について、この約款のてん補する危険と同種の危険をてん補する保険契約が存在することを知ったときは、当該事実を知った日から1月以内、かつ、保険金の支払請求時まで当該保険契約について日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	
（指示に従う義務） 第11条 日本貿易保険は、 <u>貿易代金貸付金債権等</u> に関し指示をすることができ、被保険者はこれに従わなければならない。	（指示に従う義務） 第11条 日本貿易保険は、 <u>資金の貸付</u> に関し指示をすることができ、被保険者はこれに従わなければならない。	
（償還金額及び償還期限確定の通知義務） 第12条 保険契約者又は被保険者は、貿易代金貸付保険運用規程（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00016）に定める場合を除き、 <u>貸付金等</u> の全部又は一部について償還金額及び償還期限が確定したときは、当該金額及び期限が確定した日から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	（償還金額及び償還期限確定の通知義務） 第12条 保険契約者又は被保険者は、貿易代金貸付保険運用規程（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00016）に定める場合を除き、 <u>貸付金</u> の全部又は一部について償還金額及び償還期限が確定したときは、当該金額及び期限が確定した日から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	
（債権保全義務） 第13条 被保険者は、他の債権における注意と同様の注意をもって <u>貿易代金貸付金債権等</u> の管理保全に努めなければならない。	（債権保全義務） 第13条 被保険者は、他の債権における注意と同様の注意をもって <u>貸付金に係る債権</u> の管理保全に努めなければならない。	

新	旧	備考
（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務） 第 14 条 被保険者は、償還期限前に、<u>貿易代金貸付保険手続細則</u>（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00015。以下「<u>手続細則</u>」という。）で定める損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知ったときは、当該事情の発生を知った日から、原則として 15 日以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務） 第 14 条 被保険者は、償還期限前に、手続細則で定める損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知ったときは、当該事情の発生を知った日から、原則として 15 日以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	
（損失発生等の通知義務） 第 15 条 1 （略） 2 被保険者は、償還期限までに<u>貿易代金貸付に係る債務</u>が履行されず、第 3 条第 11 号の事由による損失を受けるおそれのある場合には、原則として、償還期限から 1 月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「<u>危険発生通知</u>」という。）しなければならない。 3 前項の場合において、償還期限から 3 月を経過した日までに、第 17 条に規定する入金通知がないときは、危険発生通知を損失発生通知とみなし、<u>貸付金等</u>の一部についての入金が通知されているときは、当該入金通知と危険発生通知をもって損失発生通知とみなす。	（損失発生等の通知義務） 第 15 条 1 （略） 2 被保険者は、償還期限までに<u>貸付契約に基づく債務</u>が履行されず、第 3 条第 11 号の事由による損失を受けるおそれのある場合には、原則として、償還期限から 1 月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「<u>危険発生通知</u>」という。）しなければならない。 3 前項の場合において、償還期限から 3 月を経過した日までに、第 17 条に規定する入金通知がないときは、危険発生通知を損失発生通知とみなし、<u>貸付金</u>の一部についての入金が通知されているときは、当該入金通知と危険発生通知をもって損失発生通知とみなす。	
第 16 条～第 17 条 （略）	第 16 条～第 17 条 （略）	
（調査に応ずる義務） 第 18 条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が<u>貿易代金貸付又は貸付金等</u>に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は<u>貿易代金貸付</u>に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。 2 被保険者は、日本貿易保険が<u>貿易代金貸付又は貸付金等</u>に関し、<u>貿易代金貸付</u>の相手方に対し調査、報告又は資料の提出を求めることが必要と認めた場合、当該調査、報告又は資料の提出が円滑に行われるよう日本貿易保険に協力しなければならない。 3 （略）	（調査に応ずる義務） 第 18 条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が<u>貸付契約又は貸付金</u>に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は<u>貸付契約</u>に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。 2 被保険者は、日本貿易保険が<u>貸付契約又は貸付金</u>に関し、<u>貸付契約</u>の相手方に対し調査、報告又は資料の提出を求めることが必要と認めた場合、当該調査、報告又は資料の提出が円滑に行われるよう日本貿易保険に協力しなければならない。 3 （略）	
（告知義務違反） 第 19 条 保険契約締結の当時、被保険者等が損失を受けるおそれのある重要な事実<u>又は貿易代金貸付保険の対象となるための要件</u>	（告知義務違反） 第 19 条 保険契約締結の当時、被保険者等が損失を受けるおそれのある重要な事実のあることについて、故意又は過失によって、日	

新	旧	備考
に係る重要な事実のあることについて、故意又は過失によって、日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたときは、日本貿易保険は、保険契約を解除することができる。	本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたときは、日本貿易保険は、保険契約を解除することができる。	
2 (略)	2 (略)	
3 第1項の適用に当たっては、 <u>貿易代金貸付</u> について被保険者と協調して <u>貿易代金貸付</u> を行う者が存在する場合であって、この約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあっては、当該他の保険契約に係る被保険者等の故意又は過失は、被保険者の故意又は過失とみなす。	3 第1項の適用に当たっては、 <u>貸付契約</u> について被保険者と協調して <u>貸付</u> を行う者が存在する場合であって、この約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあっては、当該他の保険契約に係る被保険者等の故意又は過失は、被保険者の故意又は過失とみなす。	
4 (略)	4 (略)	
<u>(貿易代金貸付の変更等)</u> 第20条 被保険者が <u>貿易代金貸付金債権等</u> 又は <u>貸付金等</u> に関し、 <u>手続細則</u> で定める重大な内容変更等（以下「重大な内容変更等」という。）を行った場合には、当該重大な内容変更等の日から1月以内かつ償還期限までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。ただし、被保険者の意思によらない変更等又は被保険者が関与できない変更等は除く。 2～9 (略)	<u>(貸付契約の変更等)</u> 第20条 被保険者が <u>貸付契約</u> 又は <u>貸付金</u> に関し、 <u>手続細則</u> で定める重大な内容変更等（以下「重大な内容変更等」という。）を行った場合には、当該重大な内容変更等の日から1月以内かつ償還期限までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。ただし、被保険者の意思によらない変更等又は被保険者が関与できない変更等は除く。 2～9 (略)	
<u>(その他の通知義務)</u> 第21条 <u>貿易代金貸付金債権等</u> 又は <u>貸付金等</u> に関し、 <u>手続細則</u> で定める事由が生じた場合には、被保険者は、当該事由が生じたことを知った日から15日以内かつ第9条第2項に定める保険責任の終了日までに、当該事由について日本貿易保険に通知しなければならない。 2 被保険者は、 <u>貿易代金貸付</u> の相手方の財務状況に関する資料その他の情報を入手したときは、当該資料等又はその写しを日本貿易保険に提出しなければならない。	<u>(その他の通知義務)</u> 第21条 <u>貸付契約</u> 又は <u>貸付金</u> に関し、 <u>手続細則</u> で定める事由が生じた場合には、被保険者は、当該事由が生じたことを知った日から15日以内かつ第9条第2項に定める保険責任の終了日までに、当該事由について日本貿易保険に通知しなければならない。 2 被保険者は、 <u>貸付契約</u> の相手方の財務状況に関する資料その他の情報を入手したときは、当該資料等又はその写しを日本貿易保険に提出しなければならない。	
第21条の2 (略)	第21条の2 (略)	
第5章 保険料 (保険料の納付等) 第22条 1 (略)	第5章 保険料 (保険料の納付等) 第22条 1 (略)	

新	旧	備考
2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年 10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。	2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年 10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。	
3 (略)	3 (略)	
4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。	4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。	
5 前項の規定による解除は、当該保険料又は延滞金が保険契約を締結した場合において納付すべきものであるときは保険契約の締結の日から、被保険者が重大な内容変更等を行った場合において納付すべきものであるときは当該重大な内容変更等があった日からそれぞれ効力を生ずる。	5 前項の規定による解除は、当該保険料又は延滞金が保険契約を締結した場合において納付すべきものであるときは保険契約の締結の日から、被保険者が重大な内容変更等を行った場合において納付すべきものであるときは当該重大な内容変更等があった日から効力を生ずる。	
6 <u>保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第1項の規定にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第1項に定める保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u>		
(保険料の返還) 第23条 1～2 (略)	(保険料の返還) 第23条 1～2 (略)	
3 <u>保険契約者又は被保険者が、貿易代金貸付の内容変更又はその他合理的理由により保険価額の減少又は保険期間の短縮を申請し、日本貿易保険がこれを承認したときは、日本貿易保険がてん補すべき責めに任じなくなった部分に相当する保険料を返還す</u>	3 被保険者が、 <u>貸付契約</u> の内容変更又はその他合理的理由により保険価額の減少又は保険期間の短縮を申請し、日本貿易保険がこれを承認したときは、日本貿易保険がてん補すべき責めに任じなくなった部分に相当する保険料を返還する。ただし、保険料率等	

新	旧	備考
る。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。	規程で定める場合を除く。	
4 (略)	4 (略)	
第6章 保険金の支払 第24条 (略)	第6章 保険金の支払 第24条 (略)	
(保険金の請求) 第25条 1～3 (略)	(保険金の請求) 第25条 1～3 (略)	
4 <u>保険金の支払を請求した者は</u> 、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。	4 <u>被保険者又は保険金請求人は</u> 、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。	
5 <u>保険金請求人は、第22条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険金の支払を請求するまでに、同条第1項及び第2項に規定する保険料及び延滞金の全部が支払われない限り、保険金の支払請求をすることが認められないものとする。</u>		
(保険金請求権の消滅時効) 第26条 1 (略)	(保険金請求権の消滅時効) 第26条 1 (略)	
2 <u>前条第5項の規定は、前項に基づく消滅時効の成立を妨げない。</u>		
(償還期限前の請求) 第27条 被保険者は、償還期限前において、第3条各号のいずれかに該当する事由の発生により償還期限までに <u>貸付金等</u> を回収することができないことが確実であるときは、損失の発生について、日本貿易保険の確認を求めることができる。 2～3 (略)	(償還期限前の請求) 第27条 被保険者は、償還期限前において、第3条各号のいずれかに該当する事由の発生により償還期限までに <u>貸付金</u> を回収することができないことが確実であるときは、損失の発生について、日本貿易保険の確認を求めることができる。 2～3 (略)	
第28条 (略)	第28条 (略)	
(他の保険契約等との関係) 第29条 <u>貿易代金貸付</u> について、この約款に基づく被保険者を同じくする二以上の保険契約を締結している場合は、各保険契約のうち日本貿易保険が支払うべき保険金額が最大となる保険契約による第5条のてん補責任額を支払保険金額とする。	(他の保険契約等との関係) 第29条 <u>貸付契約</u> について、この約款に基づく被保険者を同じくする二以上の保険契約を締結している場合は、各保険契約のうち日本貿易保険が支払うべき保険金額が最大となる保険契約による第5条のてん補責任額を支払保険金額とする。	
2 <u>貿易代金貸付</u> について、この約款のてん補する危険と同種の危険を	2 <u>貸付契約</u> について、この約款のてん補する危険と同種の危険を	

新	旧	備考
険をてん補する保険契約が存在し、かつ、各保険契約のてん補責任額の合計が損失額を超える場合には、第4条の損失額に、第5条のてん補責任額の各保険契約のてん補責任額の合計額に対する割合を乗じて得た額を支払保険金額とする。	てん補する保険契約が存在し、かつ、各保険契約のてん補責任額の合計が損失額を超える場合には、第4条の損失額に、第5条のてん補責任額の各保険契約のてん補責任額の合計額に対する割合を乗じて得た額を支払保険金額とする。	
第7章 債権の回収 (保険代位) 第30条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第25条の規定に基づき保険金の支払の時に被保険者の有していた<u>貸付金等</u>に係る債権を支払った保険金の額の第4条に規定する残額に対する割合をもって取得する。	第7章 債権の回収 (保険代位) 第30条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第25条の規定に基づき保険金の支払の時に被保険者の有していた<u>貸付金</u>に係る債権を支払った保険金の額の第4条に規定する残額に対する割合をもって取得する。	
(回収金の納付) 第31条 被保険者は、前条の規定にかかわらず、保険金の支払の請求がなされた後においても、自己又は日本貿易保険のために<u>貿易代金貸付</u>に基づく<u>貸付金等</u>又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、当該回収に係る権利の行使の相手方についての破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該回収に係る権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険の認定を受けたとき又は第4項若しくは次条第3項の規定に基づき権利行使等の委任を行ったときは、この限りでない。	(回収金の納付) 第31条 被保険者は、前条の規定にかかわらず、保険金の支払の請求がなされた後においても、自己又は日本貿易保険のために<u>貸付契約</u>に基づく<u>貸付金</u>又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、当該回収に係る権利の行使の相手方についての破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該回収に係る権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険の認定を受けたとき又は第4項若しくは次条第3項の規定に基づき権利行使等の委任を行ったときは、この限りでない。	
2 (略)	2 (略)	
3 被保険者は、前条に規定する日本貿易保険の保険代位を <u>貿易代金貸付</u> の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗することができるために必要な手続を行うことを日本貿易保険が指示したときは、これに従わなければならない。	3 被保険者は、前条に規定する日本貿易保険の保険代位を <u>貸付契約</u> の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗することができるために必要な手続を行うことを日本貿易保険が指示したときは、これに従わなければならない。	
4～10 (略)	4～10 (略)	
第32条 (略)	第32条 (略)	
第8章 雑則 (換算率) 第33条 1 (略)	第8章 雑則 (換算率) 第33条 1 (略)	

新	旧	備考
2 <u>貸付金等</u> が外貨建てのときは、保険価額、第4条の損失額及び第5条のてん補責任額は、次の各号に掲げる日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、日本貿易保険が別に定めた場合は、この限りでない（以下第3項から第5項までの各項において同じ。）。	2 <u>貸付金</u> が外貨建てのときは、保険価額、第4条の損失額及び第5条のてん補責任額は、次の各号に掲げる日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、日本貿易保険が別に定めた場合は、この限りでない（以下第3項から第5項までの各項において同じ。）。	
一 保険価額にあつては、 <u>貿易代金貸付金債権等に係る契約の締結の日</u> （保険契約の締結後に <u>貸付金等</u> の額が増額変更された場合の当該増額部分に係る保険価額又は <u>貸付金等</u> が邦貨建てから外貨建てに変更された場合若しくは外貨建てから他の外貨建てに変更された場合の保険価額は、当該変更が行われた日（以下この項において同じ。））	一 保険価額にあつては、 <u>貸付契約の締結の日</u> （保険契約の締結後に <u>貸付金</u> の額が増額変更された場合の当該増額部分に係る保険価額又は <u>貸付金</u> が邦貨建てから外貨建てに変更された場合若しくは外貨建てから他の外貨建てに変更された場合の保険価額は、当該 <u>貸付契約</u> が変更された日（以下この項において同じ。））	
二 第4条の損失額及び第5条のてん補責任額にあつては、 <u>貿易代金貸付金債権等に係る契約の締結の日</u> 又は償還期限のいずれか円高（ <u>貸付金等の額として表示された外貨の本邦における邦貨をもって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。</u> ）の日	二 第4条の損失額及び第5条のてん補責任額にあつては、 <u>貸付契約の締結の日</u> 又は償還期限のいずれか円高（ <u>貸付契約に表示された外貨の本邦における邦貨をもって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。</u> ）の日	
3 第4条各号の金額が <u>貸付金等の額として表示された通貨</u> （邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。）と異なる通貨建てのときは、当該金額は、その額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、第4条第1号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。	3 第4条各号の金額が <u>貸付契約に表示された通貨</u> （邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。）と異なる通貨建てのときは、当該金額は、その額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、第4条第1号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。	
4～8 （略）	4～8 （略）	
第34条～第39条 （略）	第34条～第39条 （略）	
附 則 <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	附 則（略）	